

第1期国民健康保険財政健全化計画を策定しました

国保事業の運営の健全化に取り組んでいます **計画期間** 令和2年度～9年度

国保事業の運営は、市の特別会計として一般会計と区別して行っていますが、支出(医療費・保健事業費など)に充てる収入(保険税など)は不足しており、現在はその不足額を補てんするために、一般会計からの繰入れを行っている状況です。一般会計の財源は、国保加入者以外の方からの税金も多く含んで構成されているため、負担の公平性が損なわれる状況となっています。

このような状況から、国保の財政運営主体である東京都から、一般会計からの不足額の補てん(赤字繰入)を計画的・段階的に解消・削減することが求められ、このたび「第1期国民健康保険財政健全化計画」を策定しました。今後は、この計画により財政健全化に向けたさまざまな取り組みなどを一層進めていきます。

国民健康保険(国保)とは？

「国民皆保険制度」の中核として、会社の健康保険に加入している方や75歳以上の後期高齢者医療制度に加入の方、生活保護を受けている方などを除く方が加入する公的な医療保険の一つです。

地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献している社会保障の一環でありつつ、加入者(被保険者)の皆さんでお金を出し合い(保険税などの納付)、医療にかかった時の医療給付などに充てる社会保険の性質を併せ持つ制度です。

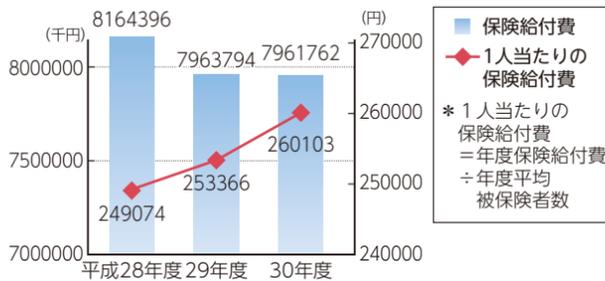
計画策定の背景

① 被保険者数の減少



被保険者数は平成30年度末で3万110人と年々減少しており、それに伴って加入率も20.5%となっています。そのため、被保険者に納めていただく保険税の総額も減少傾向にあります。

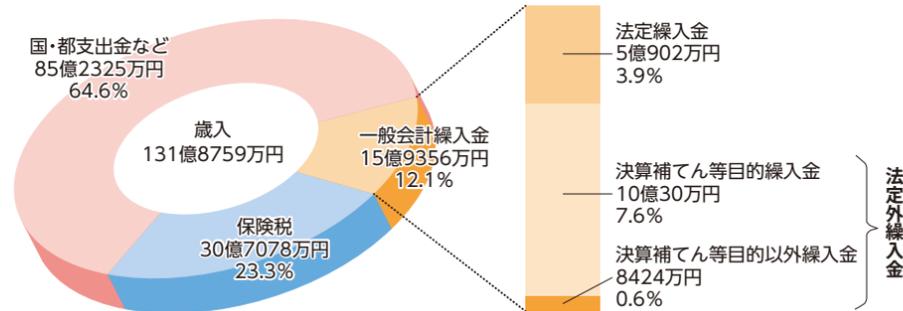
② 1人当たりの保険給付費の増加



医療費全体のうち保険者が給付を行う保険給付費は被保険者の減少などによって、やや減少傾向ですが、1人当たりの保険給付費は増加しています。

③ 法定外繰入金状況

国保事業会計の状況(平成30年度決算)



- 平成30年度決算における法定外繰入金は10億8,454万円で、そのうち「決算補てん等目的繰入金」は10億3,000万円となります。
- 29年度の歳入全体に占める法定外繰入金の割合は7%で、東京都平均4.6%、全国平均1.6%を大幅に上回っています。

繰入金とは？

国保における「繰入金」とは、特別会計である国保事業会計に対して一般会計から資金運用を目的として補てんする(繰り入れる)ものです。「繰入金」は、法律で定められている法定繰入金とそれ以外の法定外繰入金に分類されます。東京都が定める国民健康保険運営方針では、この法定外繰入金のうち保健事業に充てるものなどを除いた繰入金を「決算補てん等目的繰入金」とし、「解消・削減すべき赤字繰入」と定義しています。

計画の内容

計画の目標

1人当たりの赤字額の50%削減

- 解消・削減を目指す赤字額は、被保険者数の減少などの影響を考え、総額ではなく「1人当たりの赤字額」とします。
- 短期間での解消は被保険者の急激な負担増につながる恐れがあるため、計画的・段階的な解消・削減をしていきます。
- 保険税率等の見直しについては、被保険者の生活への影響を考慮して、赤字の削減状況を踏まえた上で「2年に1度の見直し」とします。ただし、課税限度額の見直しは税率を抑制でき、結果として低所得世帯への負担軽減につながるため、法令改正後速やかに行います。

各年度の削減目標額と累計額の推移



1人当たりの削減目標額の算出方法

$$\begin{matrix} \text{平成30年度決算額における} \\ \text{決算補てん等目的繰入金} \\ 10億2,980,000円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{激変緩和措置の公費(*)} \\ 2億6,039,000円 \end{matrix} = \begin{matrix} \text{解消・削減すべき赤字の総額} \\ 12億6,337,000円 \end{matrix}$$

*保険税の急激な引き上げを抑制するため、国および都から追加で公費が投入されています。期間限定の措置のため、赤字額に含めています。

$$\begin{matrix} \text{解消・削減すべき} \\ \text{赤字の総額} \\ 12億6,337,000円 \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{30年度平均被保険者数} \\ 3万6,100人 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{50\%の} \\ \text{削減} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1人当たりの} \\ \text{削減目標額} \\ 1万9,705円 \end{matrix}$$

目標達成に向けた取り組み

歳入の確保

- 国・都交付金の獲得
- 国・都への公費拡充の要望
- 保険税の適正賦課と収納率の向上
- 保険税率等の見直し

歳出の適正化

- 保険給付の適正化
- 資格管理の適正化
- 保健事業の充実

Pick Up

保健事業の充実についての詳細は次頁へ



保健事業の充実

保健事業は、疾病の発症、重症化の予防などから、被保険者の健康寿命の延伸を目的とするものです。また、医療費の適正化により健全な国保事業の運営を目指す上でも重要な取り組みであるため、市と被保険者の皆さんが協力して取り組んでいく必要があります。

個別計画として平成29年3月に策定した「国民健康保険データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」に基づいて実施している主な保健事業は次のとおりです。



1 特定健康診査

無料

○特定健康診査(特定健診)とは、40歳以上の方が受診できる、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備群を見つけることができる健康診査のことです。

自身の健康を守るためにも、特定健診を受診しましょう。



受診率 平成30年度 52.6% (速報値)
(データヘルス計画の目標: 令和5年度60%)

ポイント

- 本市の特定健診受診率は52%台で推移しています。
- 特定健診を受診すると、疾病の早期発見や治療につなげることができます。

申	対象の方には健康課から受診票が届きます。医療機関に予約をして受診してください。
問	健康課 ☎51-0700

武蔵野市国保の特定健診を受診しない方へ

人間ドックなどの受診結果を保険課の窓口へお持ちください。生活習慣病のリスクが高い方は無料で特定保健指導を受けられる場合があります。

2 特定保健指導

無料

○特定保健指導(保健指導)とは、特定健診を受診した方のうち、生活習慣病のリスクが高い方に、保健師などが生活習慣の改善の支援をするものです。

この機会に自分の生活習慣を見直しましょう。



実施率 平成30年度 19.1% (速報値)
(データヘルス計画の目標: 令和5年度30%)

ポイント

- 本市の保健指導実施率は15%前後で推移しています。
- 生活習慣病のリスクが高いまま放置してしまうと、病気が重症化してしまったり、気づかないうちに病気が進行して脳卒中や心臓病など重大な病気につながる危険性があります。

申	対象の方には健康づくり事業団から案内が届きます。健康づくり事業団へ申し込んでください。
問	健康づくり事業団 ☎51-2008

●あなたのライフスタイルに合わせて、食事や運動習慣を一緒に考えます。平日・土曜も実施していますので、お気軽にご相談ください。



3 生活習慣病重症化予防

生活習慣病における医療費の推移をみると、医療費総額としては減少しているものの、レセプト1件当たり医療費が一定水準を保っていることから、病気が重症化してから医療機関を受診していることなどが考えられます。

生活習慣病の中でも医療費が高い「糖尿病性腎症」の重症化予防事業(医療機関受診勧奨・保健指導)などを今年度から実施し、重症化予防および生活習慣改善者の増加を目指しています。

また、ほかの機関で実施している事業についても積極的に周知を行い、被保険者の皆さんに適切な情報提供を行います。



生活習慣病予防講座

無料

「すぐ実行！高めの血圧を穏やかに」を開催します

昨年度から、武蔵野市の国保に加入している方を対象に生活習慣病予防講座を行っています。今年度は「高血圧」をテーマに行います。ぜひ、ご参加ください。

日時	12月7日(土) 午前10時～午後1時
場所	保健センター講座室・健康増進室
対象/定員	武蔵野市の国保に加入している20歳以上で、高血圧で服薬などの治療を受けていない方/30名(申込順)
内容	血圧に関する運動と栄養講座。試食付き
服装・持ち物	動きやすい服装または運動着で、室内用運動靴・水分補給用飲料・タオルを持参
申	11月29日までに電話または直接健康づくり事業団 ☎51-2828 (吉祥寺北町4-8-10保健センター内)へ。
問	保険課 ☎60-1834

4 ジェネリック医薬品の使用促進

“ジェネリック医薬品”とは、先発医薬品の特許が切れた後に、その成分や規格、効き目などが同等だと承認された「後発医薬品」のことです。先発医薬品と比較して価格が約3割～5割程度安くなります。

数量シェア 平成31年3月現在 68.1%
(データヘルス計画の目標: 令和5年度80%)

被保険者証(保険証)に貼付できるシールを保険課で配布しています

医療費の負担の軽減にもつながります。ぜひ活用して、自身の医療費を見直してみましょう。
*数量シェア: 実際に処方された「後発医薬品がある先発医薬品」および「後発医薬品」のうち、「後発医薬品」の占める割合



5 若年層健康診査・がん検診

○若年層健康診査(4月・5月)
30～39歳*の市民で、職場で健康診査の機会がない方が対象です。詳細は市ホームページ参照。*今年度の対象年齢です。

○がん検診
市では、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮(頸)がんの5種類のがん検診を実施しています。詳細は、がん検診の年間予定がわかる「がん検診ガイド」(保健センター、市役所、各市政センターで配布、市ホームページに掲載)、市報9月1日号1・2頁を参照してください。

